

川辺町会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月4日

川辺町長 木下 宙

川辺町規則第 22 号

川辺町会計規則の一部を改正する規則

川辺町会計規則(昭和 44 年川辺町規則第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 71 条を次のように改める。

(備品の処分等)

第 71 条 課等の長は、備品を処分し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ庁内各部局に再利用の希望の有無を確認しなければならない。

2 課等の長は、前項の規定により再利用の希望が無いことを確認したときは、備品処分決定票(様式第 45 号)により総務課長を経由して決定し、又は町長の決定を受け、会計管理者に報告しなければならない。

3 会計管理者は前項の規定により報告を受けたときは、備品台帳として記録管理しなければならない。

様式第 45 号中「この票は、3 部複写とし、会計室のほか総務課、所管課の控えとして不用備品の整理に用いること。」を「備品を処分するときは、あらかじめ庁内各部局に再利用の希望の有無を確認すること。200 万円以上は町長決裁、200 万円未満は総務課長を経由した課長決裁とすること。」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。